

經濟論叢

第七十二卷 第三號

- 銀行學派のメカニズム …………… 小野 一 一 郎 (1)
- イギリスに於ける國民經濟の軍事化と
保守黨の經濟政策 …………… 中 村 忠 一 (20)
- 組合漁業をめぐる漁村の實態 …… 柏 尾 昌 哉 (41)
- H・P・エギラス著「イスパニヤ經濟の發展」
…………… 有 富 重 尋 (62)
-

[昭和二十八年九月]

京都大學經濟學會

組合漁業をめぐる漁村の實態

——京都府與謝郡本庄村大字蒲入——

柏 尾 昌 哉

一 小 序

本稿は昭和二十七年七月厚生省委囑により山岡教授の指導によつてなされた實態調査報告資料より一部をまとめあげたものである。

最初に本村の概況を歴史的に考察することによつて村の構造と變移を明瞭ならしめ、次に資本家的漁業の進展、それに或は相剋し或は密着する網元的漁業、及び多數の小漁家群の姿を漁法の變化の面と此度の全戸調査資料の面で農業及び漁業の兩側から分析せんと試みた。紙面の關係で統計表の説明は主要なる点のみにして他は省略した。

二 自然的條件

京都市の北約四十里、與謝半島の北端に本庄村字蒲入の漁村が築かれている¹⁾。それは重疊とした山々が急傾斜し

て日本海に果てる小さな入江の波打際に六十四戸の漁家と四百五十七人の村民が密集して生計を營む村である。

「石につまづいて屋根の上に落ちる」と言う言葉の通り古びた家が次々と重り乍ら山裾を階段狀に登つて行く。従つて耕地は極めて少く、而も人家から程遠い山の急傾斜面に千枚田の名の如く極小面積の田地或は畠地が急カーブをえがいて展開している。筆數にして比較的良い處で田反當り十五筆悪い處では五十筆に及ぶと言う。田地面積は百五十三反四畝、畑地は百三十六反八畝、一戸平均にして田地約二反四畝、畠地約二反一畝となりほとんどの家が家族の飯米收入すら完全には確保出来ない。勿論浦入は漁村でありその中心は漁業で農業はその片手間の婦人農業である。

註 (1) 本庄村は本庄上、本庄字治、長延、野室、本庄濱及び浦入の六大字から成り、本庄上及び字治、野室は平場農村型、長延は山村型、本庄濱は農業を主とした半農半漁村型、浦入は漁村型と一顧大まかに區別され得る。

三 若干の歴史的考察

[A] 浦入の創始は詳らかでない。足利氏が軍政を布いた頃は戸數漸く十戸を數えるに過ぎなかつたが、足利中期以降には越前の漁師即ち北陸漁師の年々の出漁が活發となり永祿の頃こゝに定住して半農半漁の生活を營むようになった。戰國時代以後の支配者細川氏が關ヶ原の戰功で小倉城に移封された後は京極氏が寛文六年迄次いで奥平氏、青山氏と續き本莊泊耆守宗武の所領となつて明治維新に及ぶ。天和年間に山村の長延から分離し、以後は主として漁業で生計を立てたようである。幕末には戸數六十八戸、(百姓六十一戸、水呑六戸、出家一戸―與謝郡史) 人口三百二十九人(百姓三三七人、出家二人―與謝郡史)を數え現在の浦入近く迄成長している。

漁法の面から觀察すると貞亨、元祿年間には沿岸漁業中心で沖合漁業は非常に貧弱であつたが、その後年と共に種類が増加し沖合漁業も始められている。例えば明和年間には鱒沖手操網が採用され、万延、文久の頃には打瀬漁業が現われ、更に小規模の底曳漁業すら行われている。幕末には沿岸漁業で大型定置が創設される等漁法は沿岸沖合共益々多種となる。かくて足利時代よりの沿岸性零細漁業を中心に若干の沖合漁業を交えつゝ、沿岸網漁業の精密化と沖合漁業化への技術的改良を行い乍ら幕末に到つたが依然根本的性格は生産力の低い沿岸性の限界に止まつていたことは言う迄もない。沿岸性に對應して漁場は村中共有、網も村中又は村株を有する數人數戸の共有であつたが少くとも表面的には網元網子の封建的關係は顯著ではない。それは當時の漁業生産力の弱さと、耕地をほとんど持たない事から來る穀物の絶對的不足とを考え合すとむしろ村外の農村支配層に全体とし隸屬していた爲村内では網元地主の形態は顯著でなかつたのであろう。古來浦入で最大の問題は漁業生産力の不安定性に基く生活必需品特に主食の問題であつた。絶對量は勿論不足で村外に仰がねばならないがそれも不漁の際は困難である。従つて種々の方法で米麥入手に努力し、こゝに「共同運搬人制度」⁶⁾「親方どり制度」⁷⁾が出て來る。共同運搬の場合は村内勢力者と通じた村外地主層或は仲介商人の支配を受け、親方どりの場合には親方たる村外富農地主層の支配を受けねばならない。事實上は親方による種々の壓迫を受けている。特に不漁時の親方支配は決定的である。かくて共同運搬にせよ親方どりにせよ村外富農層による支配と隸屬に直結しているものであつてみれば當時の浦入漁業の低位不安定性から考へて浦入全体がむしろ他の農村により支配されていたと解して良いであらう。

明治以降は漁業生産力の向上と安定に伴い外部の支配を脱却し、と言うよりむしろ村外支配層が漁業収益を目標して入村し、こゝに從來の小漁民層を含めた一應の支配系統が形成されたのであろう。現に浦入の漁業支配層は外

村に多くの耕地を有した或は現に有するかつての親方どりの親方が中心であることはこれを證明していると云えないだろうか。

註 村高は蒲入が七九石三斗二升二合、長延村が七一石九斗四升八合であつた。

(3) 沿岸漁業として永登網、磯刺網、越中網、鰯刺網が、沖合漁業では鱈延網、鱈漬漁、鱈一本釣が見られる。

(4) 打願網は二十石舟を用い八人乗、五丁櫓で十二月より五月迄春漁を行い夏季を休んだ後七月から九月にかけて秋漁即ち鱈漬漁業を同じ舟で行つたと言われる。

(5) 「旧藩時代に於ける漁業制度沿革調査」によると次のように掲載されている。

一、漁業權の發生消滅に關する事項（發生不明）

イ 鰯子鱈磯魚刺網、磯からち網、磯見漁業

ロ いかしめ、たらしめ

ハ 鱈漬、越中網、永登網

ニ 舩網、蛸壺、鱈地曳網

二、入會漁業に關する項

イ 磯見漁、からち網——竹野郡大岬より與謝郡ワシ崎に到る沿岸

ロ 舩網漁——竹野郡經ヶ岬沖合

三、漁業禁止制限に關する事項

海藻類は場所を制限又は採取期日を定む。

四、漁業組合に關する事項

養漁合同に庄屋に於て支配す。

五、其他必要と認める事項

當地は漁業兼業にして戸數七十戸内外、旧高七十四石余にして漁を主業とせり。漁業の主なるものは沖合に於ては舩網

(現在の手續) 釀漬、鯖釣、延縄なり。近海にては越中網、たらしめ、いかしめ(現在の落付締網)等なり。糜藩後に於て漁業の増長せる者底曳、一本釣、浮魚延縄、鯨刺網、鰯刺網等とす。

(6) 共同運搬制度の創始は不明である。生活物資の購入運搬を目的とし希望者中から村の代表者が選抜指命し二乃至三階級に分けられ給與は期間水揚高の一割二分五厘とある。

(7) 浦入の親方どりで幼年期に假親をとるものより成年期のそれが多く而も世襲である。目的は勿論食糧補給生活援助でありその契約は余り強制的なものでなかつたが、事實は相當壓迫されたもの、ようである。

[B] 明治四年の糜藩置縣で舊藩と絶縁し二十二年の町村制實施以後現在の大字浦入が誕生した。その後戸數及び人口は大正十年頃若干變動したが略々變化していない。(表1)こゝで農地改革迄の本庄村及び浦入に目を向けよう。

先づ産業構成から本庄村を見ると明治大正年間で總生産の約七割強は米麥作養蚕を中心とする農産物が占め、次いで水産、林産の約一割宛、他に畜産、工産が若干であつたが、以後農産(養蠶が激減した結果)林産、畜産共に若干の減少を示し他方水産が一貫して増加しつゝ現在に及んでいる。兼業別に見ると、(表2)兼業農家は正より大平洋戦争にかけて急増し特に昭和二十二年邊りを頂点として以後僅かに減少するがそれでも約六割を占めて全國平均を上廻り且つ減少率も少い。これは日本漁村の大部分がさうであるように農業から完全に離脱して漁業を行っている處は稀で農民の漁業にせよ漁民の農業にせよ多少共農業生産に携つてゐるからであらう。かくて本庄村を農業から見ればかゝる漁民の農業を大きく含んで兼業農家の壓倒的比率となつて現われて来る。又昭和二十二年迄の兼業農家の増加は進展する漁業の爲の漁具製造副業が増加したからに外ならない。之は水産業従事戸數の面から見るとき漁獲高の急増にも拘らず漁業戸數は地理的社會條件から増加しなかつたことから立證され得ると思う。(表3)

處で、浦入は專業農家は一軒もなく略々全戸が兼業であり、(表2) 而も漁業に集中されている。(表3) 昭和二十二年以後は更に漁業への集中が目立ち漁業中心が増加し九割に及ぶにも拘らず一方零細婦人農業も雜然として續けられている。

本庄村全体を農地關係から見よう。耕地面積は略々變動なく約二百町歩から二百五十町歩(田が六割)で二割が二毛作田である。山林は約三百五十町歩で公有が六割に及ぶ。他町村による土地所有も少く本庄村民の他町村土地所有は更に少い。自小作別では、(表4) 自作が昭和十年頃から戦時にかけて漸減し戦後再び増加する。自小作小自作は戦時中増加し戦後減少する。一方小作は大正以來一貫して減少する。耕地面積では、(表5) 小作地比率が極めて低く農地改革前で約一割三分、以後は八分位である。土地所有では、(表6) 五反以下の零細農家が逐次減少して五反以上が増加しているのは小作戸數の一貫した減少と併せて考へて自作化傾向にあると言えよう。又不在主地は少く且つ零細土地所有者が多い。經營規模別では、(表7) (表8) 約七反を中心とした階層が腰倒的でも自作中心であり小作は敷の上で少いばかりでなく畝の上でも大半は三反未満の零細農である。

さて浦入であるが(表7・8) 田地五反以上は皆無で大部分は一反乃至三反層に集中し且つ自作中心である。かく浦入農業は誠に貧弱で又それ故農地改革の影響もほとんど見ることが出来ない。

然らば浦入の主要産業である漁業は維新以後如何なる變貌をたどつたであろうか。先づ目につくのは漁法の多面化と技術の改良である。島根、日向、豊後方面の漁法が傳わり、明治三年には鯛一本釣が二十二年には鯛延繩が更に二十五年には鰯、財魚に對する落網が使用され、同時に漁舟の改良は絶えずなされている。注意すべきは明治三十六年に結成された漁業共同組合で、既にこの時組合幹部に長延、本庄上の地主層或はその親戚縁者の顔が見えている。漁場の實質的個人有に變りはないが表面的には總有と言う妥協的形態をとつた組合が最初に行つた漁業は三十九年宮津の資本家Aと共同で仕出した場繰網である。之は成績不良で翌四十年にAは早くも漁業資本を引揚げて

(表1) 世帯数及び人口移動調

種別 年度	本 庄 村				浦 入			
	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計
幕 末	365	—	—	1,969	68	—	—	329
明治22年	351	—	—	1,988	68	—	—	333
大正10年	340	1,031	990	2,021	67	—	—	399
昭和10年	354	898	853	1,751	67	—	—	398
昭和15年	345	896	923	1,819	67	190	214	404
昭和22年	359	942	966	1,908	68	192	224	416
昭和25年	348	963	969	1,932	65	202	207	409

組合漁業をめぐる漁村の實態

(表2) 専業兼業別農家数

種別 年度	本 庄 村					浦 入						
	戸数	専業	兼 業		非農家	戸数	専業	兼 業		計	非農家	
			農が主	農が従				農が主	農が従			
大正8年	339	270	—	—	38	31	67	0	—	—	65	2
昭和11年	354	213	6	53	59	82	67	0	20	45	65	2
昭和22年	359	77	151	67	218	64	68	0	21	45	66	2
昭和25年	348	151	82	68	150	37	65	0	8	56	64	1
昭和26年	339	102	167	29	196	41	65	0	6	58	64	1

第七十二卷

(表3) 水産従事戸数

種別 年度	本 庄 村				浦 入			
	總戸数	漁業を主とする戸数	漁業を従とする戸数	計	總戸数	漁業を主とする戸数	漁業を従とする戸数	計
大正8年	339	—	—	128	67	—	—	65
昭和11年	354	53	76	129	67	38	37	65
昭和19年	350	50	80	130	66	44	21	65
昭和22年	359	54	73	128	68	45	21	65
昭和26年	339	61	68	129	65	56	5	62

二四五

第三號

四七

(表4) 自作別戸數 (本庄村)

種別 年度	自作	自小作	小計	計
	大正10年	210	68	30
昭和11年	164	93	14	271
昭和19年	186	91	11	288
昭和22年	210	72	13	295
昭和25年	235	63	3	301
昭和26年	238	60	3	301

(表5) 自小作別耕地面積

(本庄村) (單位反)

種別 年度	總面積		田		畑	
	自作	小作	自作	小作	自作	小作
昭和19年	1613	275	—	—	—	—
昭和22年	1699	203	1039	175	660	28
昭和25年	1776	122	1111	106	665	16
昭和26年	1765	133	1127	89	638	44

(表6) 土地所有規模別戸數 (本庄村)

年度	區分				
	1反未滿	1~5	5~1町	1~3	3町以上
大正9年	58	126	80	21	1
昭和11年	64	110	93	15	
昭和19年	33	73	132	50	
昭和25年	26	76	140	59	

(表7) 經營規模別農家數 (昭19)

種別	區分						
	1反未滿	1~2	2~3	3~4	4~5	5~1町	1町以上
本庄村	40			66		132	50
浦入	7	20	22	12	3	0	0

(表8) 範疇別經營規模別農家戸數 (昭19) (浦入)

種別	區分	區分						
		1反未滿	1~	2~	3~	4~	5反以上	
自作		5	18	18	12	3	0	
自小作		0	1	4	0	0	0	
自小小作		2	1	0	0	0	0	

組合漁業をめぐる漁村の實態

第七十二卷

二四六

第三號

四八

いる。四十二年には鱒大敷を一株五十円、總持株二百株で開始し、翌年には伊根の資本家Mに鱒大敷漁場を貸與する等漁場を媒介とした封建的基盤の上で、網元的漁家が組合を通じて外部の中小資本と結付いている。構造改變を行いつゝ封建的關係を含み乍ら全体としては資本制生産形態へと移行して行つたものと言えよう。大正に入ると六年頃より漁船の機動化が起り漁場、漁期、漁法は大きく變化する。例えば大正八年に昔の二十石舟による打瀬漁業が二隻の機動船による本格的沖合漁業たる汽船底曳に變つた如きである。その後外部資本或はそれとの協同による資本主義的沖合漁業の急速な發達と、他方舊網元的沿岸漁業の大規模化と沿岸小漁業發達とが背後に後退し乍らも之に呼應した。併し昭和十八年漁協が浦入全漁業權を一手に收め本格的漁業に乘出すに到つては漁業生産力の一般的上向を根幹として外部中小資本を排除し更に小漁業を併呑して沖合沿岸共に組合自營による体制をととのえ外部への自衛力強化へと進路を向けたのである。

註 (8) 約定書に、網、附屬品はA持、漁夫、漁船は組合持とし漁獲場金の分配歩合は事務經費引のAが四分組合が六分と定められていた。

(9) 八年契約で漁獲高の五分乃至一割が漁場料であつた。

(10) この底曳は個人の共同事業として開始されたが昭和二年に一度廢止されている。

四 現況の分析

[A] 農業面よりの考察

この農業は漁民による農業それも婦人子供による農業で副次的意味しか見られない。にも拘らず六十四戸中二戸を除けば何れも極小の農業を經營する。かゝる農業が如何なる性質を有するか以下觀察して行きたい。

[I] 田の經營規模別戸數は(表9)五反以上皆無、二反乃至三反四割、一反乃至二反三割、三反乃至四反一割となつていて一反から四反の間に約九割が含まれる。田を持たないのは二戸(小學校長一、漁業労働者一)で他は何れも零細乍ら幾何かの田地を經營する。最大單位たる四乃至五反層は五戸で内二戸(公吏一、男手のない農家一)は農業を主に副業的に漁業を營み他の三戸は何れも漁業中心で而も二戸迄が漁業の心臓部たる漁協役員を出しているのは注目されるべきである。全戸の九割即ち五十七戸が漁業中心で残りの七戸も大なり小なり漁業に關係している。内職では漁具用製繩及びわかめ、こんぶ採集が農業と同じ擔い手によつてほとんど全戸で行われている。

[II] 農業労働で、(表10)農業労働人口が漁業労働人口に比して大差なき点に氣付くであろう。併し質的には漁業労働が青壯年で擔われているに對し農業が婦女子の手で行われ、これが爲農業労働生産力が低く經營の割に雇傭労働が大で反當經營日數も多い。

[III] 土地では、(表11)二反を境にして以下に小作地を經營する農家と以上に貸附田を有する農家が現われる点が先づ注目される。一九戸の一乃至二反層中、約一反を小作する自小作が四、五畝の貸附田を持つ自作兼地主が二で残りが自作である。二乃至三反層では約四畝の貸附田を持つ自作兼地主が五戸で自小作一戸自作十九戸となつている。三乃至四反層は自作兼地主三戸、自小作一戸、自作八戸となり四乃至五反層は自作兼地主二戸、自作三戸である。畑地も略々同傾向である。以上の点より二反以上層の貸附田畑所有傾向と以下の小作傾向とは、極めて高い間小作料の存在を考へるとき貸附地を持つ二反以上層の相對的地位の高さを物語つてゐる。

[IV] 山林は、(表12)四十二戸が一乃至三反を所有するが三反以上の山林は何れも耕地所有面積二反以上層に屬している点が注目される。

[V] 主要農漁具、住宅、等の状況を見よう。(表13) 動力の脱穀機は三割強が所有するが個人有は全部二反以上に屬し二反以下は共有で數も少い。入力機中製繩機は四分の一脱穀機は四分の三が所有するが階層別特徴はなく噴霧機だけが少數乍ら二反以上層の所有である。車類は四反層公吏の自轉車一を見るのみで蒲入の小面積半立体的密集状態を良く反映している。家畜も鶏が若干あるのみ。農藥使用も貧弱で24Dは僅か二三反層に各一戸宛見出すのみである。小面積の田畑と言ふ事情が農藥の使用を遠いものとし土用さ中の除草は相も變らず婦人の肩に重く覆いかぶさっている。宅地は二反未滿が約三十坪、以上が四五十坪であるが疊數では一樣に二十疊前後である。電力メーター使用三七戸、ミシン三四戸、ラジオ四三戸であるが經營規模別特色はない。漁具はさすがに豊富で個人有動力船が六十一隻、無動力船が五十七隻を數え他に小型網類があるがこれ等はほとんど自營小漁業(例えば一本釣、水視、磯物採取等)に用いられ沖合漁業や大型定置は漁協並に共同資本家中心に行われている。かゝる個人有漁具も經營規模別に所有状態の差違は現われていない。

[VI] 經營規模別現金收支を見よう。先づ現金支出では、(表14) 農業經營費が非常に少く漁業費が多い。この漁業費は自營小漁業で直ちに漁家の漁業生産力を反映するものではない。一乃至二反層の漁業費の高いのは漁協と共同で汽船底曳を行う資本家二戸(O家、T家)を含む爲である。生計費支出も公租公課も大体經營規模に比例する。支出總計も略々同傾向にあるが唯一反乃至二反層がO及びT家の漁業費關係で高い數字になっているのは注意せねばならない。

現金収入では、(表15) 漁業収入が中心でそれもO及びT家以外は漁協収入が主であるのは各階層共通である。農業収入は自給部分を除外するにしても極めて少く二反未滿層は皆無と言える。賃銀が一反未滿に、利子小作料等

が二反以上特に四五反層に多いのも當然と言えよう。

現金收支を綜合すると、(表16)一二反層の大きな黒字が目につく。併しこゝには他の漁家と全く性格を異にした漁業資本家が二戸あることは前述の通りでこの爲この層の平均數字が異常に高いものとなつてゐる。従つて漁業資本家二戸を除外して比較すべきであらう。之を除外すると一二反層は現金收支とん／＼で二反以上層の黒字と若干の開きが出る。

[VII] 以上農業面からの觀察を要約しよう。

二反未満層——田を持たないのが二戸、一反未満一戸は人工、大部分を占める十九戸は一反乃至二反の耕地を持つて何れも漁業中心に極めて貧弱な農業を營む。未だ漁業収入が不充分不安定で多少共副業に頼ることを余儀なくされている爲であらう。小作地を經營する漁家がかなりあるのもこの故である。農業勞働、耕地、農具農藥等すべての點で貧弱である。唯この階層には二戸の漁業資本家があり農業面では他と全く差はないが漁業面ではずば抜けた大きな存在となつてゐる。現金收支でも(表16)この二戸を除けば大きなものではない。要するに漁業に於いて支配的力を持つ二戸の資本層以外はすべて不安定な漁業のみでは安心出来ず一方に於て多少共飯米を得んとして高い間小作料を拂つても貧弱な農業にしがみつかざるを得ない被支配層と言えようか。

二反乃至三反層——貧弱であるが二反以下よりは優れている。貸附田所有農家が出て来るのは漁業勞働との關係で婦人勞働に頼らねばならぬ漁村農業の飯米確保がこの程度の經營面積に一應の基準を置く爲であらうか。戸數は最も多く二十五を數える。

三反乃至四反層及び四反乃至五反層——前者十二戸後者五戸で農業生産力は若干向上し自家飯米は概ね確保し四

(表9) 職業別經營規模別農家數 (昭27.7) (滯入)

種別 經營規模	戸數	専業		兼業		漁業		その他		農家内職			漁協 役員 戸數
		第一種	第二種	主	従	主	従	糶	わかめ	鶏	その他		
ないもの	2	0	0	2	1	0	1	0	2	2	1	0	0
1反未満	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
1~	19	0	0	19	19	0	0	0	17	19	6	0	0
2~	25	0	3	22	22	3	0	0	23	25	10	1	3
3~	12	0	1	11	11	1	0	0	10	12	3	1	2
4~5反	5	0	2	3	3	1	0	1	3	5	0	0	2
計	64	0	6	58	57	5	1	1	56	54	20	2	7

組合漁業をめぐる漁村の實態

(表10) 經營規模別農家勞働 (昭27.7) (滯入)

種別 經營規模	戸數	在家族數	一戸平均	農業 勞働 人口	一戸平均	漁業 勞働 人口	一戸平均	雇傭勞働			農業 勞働 日數	經營 面積 反	一 反 り 營 業 日 數
								戸數	延 人員	一戸 平均			
ないもの	2	12	6	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
1反未満	1	8	8	1	1	2	2	0	0	0	200	0.7	200
1~	19	122	6	27	1.4	42	2.2	11	86	5	5,835	30.4	160
2~	25	157	6	51	2	51	2	16	130	5	9,385	58.0	162
3~	12	81	7	23	2	21	1.8	10	163	14	4,620	42.5	108
4~5反	5	37	7	10	2	9	1.8	5	38	8	2,100	21.5	98
計	64	417	—	114	—	127	—	42	417	—	22,040	153.4	—

(表11) 經營規模別耕地所有狀況 (昭27.7) (滯入)

種別 經營規模	戸數	耕地 面積 (反)	田(反)			小作田		貸附田		畑(反)			一戸 平均 畑 經營 面積 反
			自 作	小 作	貸 附	經營 する 農家 數	一戸 平均 反	有 る 農家 數	一戸 平均 反	自作	小 作	貸 附	
ないもの	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	0	0	0.9
1反未満	1	0.8	0.8	0	0	0	0	0	0	1.5	0	0	2.3
1~	19	30.4	26.2	4.2	1.2	4	1.1	2	0.6	28.4	1.4	0	3.2
2~	25	58.0	57.7	0.3	9.5	1	0.3	5	1.9	40.8	1.6	1.7	4.0
3~	12	42.5	40.5	2.0	3.4	1	2.0	3	1.1	20.0	0.3	1.0	5.2
4~5反	5	21.5	21.5	0	7.0	0	0	2	3.5	11.0	0	0	6.6
計	64	153.4	146.7	6.5	22.1	6	—	12	—	103.5	3.3	2.7	—

第七十二卷

二五一

第三號

五三

(表12) 經營規模別山林所有規模別農家數 (昭27.7) (滲入)

經營規模	山林 戸數	ない もの	1反 未満	所有農家數					所有農家 戸平均 反
				1~3	3~5	5~8	8~15	15以上	
ないもの	2	0	1	1	0	0	0	0	0.9
1反未満	1	0	0	1	0	0	0	0	1.5
1~2	19	1	7	11	0	0	0	0	1.3
2~	25	0	5	19	1	0	0	0	1.3
3~	12	0	3	8	1	0	0	0	1.6
4~5	5	0	2	2	0	0	0	1	5.0
計	64	1	18	42	2	0	0	1	—

(表13) 經營規模別主要農具、住宅、家畜、農薬、漁具所有状況 (昭27.7) (滲入)

種別	戸數	動力機		人力機		車			家畜		住宅				漁具				
		脱穀	共計	製穀	脱穀	牛馬	手引	自働車	牛	鶏	住宅	疊數	メーター	ミシン	ラジオ	動力船	無動力舟	小型網類	
ないもの	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	35	22	1	1	2	0	1	0
1反未満	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	28	8	0	0	0	2	2	1
1~2	19	0	2	5	17	0	0	0	0	9	0	33	24	11	8	11	17	20	9
2~	25	4	2	6	22	3	0	0	0	6	1	42	24	15	15	18	19	21	8
3~	12	5	0	5	3	10	4	0	0	0	6	1	42	24	7	7	9	11	8
4~5	5	3	0	3	2	2	0	0	1	0	0	51	32	3	3	3	2	2	4
計	64	12	6	18	51	9	0	1	0	22	2	—	—	37	34	43	61	57	30

(表14) 經營規模別一戸平均年間現金支出 (昭27.7) (單位百円) (滲入)

種別	戸數	農業費						漁業費	生計費						公租公課	支出總計				
		勞力費	肥料費	種苗費	農具費	家畜費	小作料		食料費	被服費	光熱費	住居費	醫療費	教育費			雑費			
ないもの	2	0	18	1	1	0	0	20	0	20	543	150	19	333	105	32	885	77	982	
1反未満	1	13	34	5	9	1	3	65	0	65	166	150	21	5	85	112	539	85	689	
1~2	19	46	42	6	10	2	7	113	742	860	298	236	30	48	49	111	105	872	126	1,858
2~	25	33	57	7	18	0	3	118	164	282	274	236	31	69	31	93	110	844	138	1,264
3~	12	52	72	7	11	8	0	162	225	387	295	244	35	94	51	106	128	953	148	1,489
4~5	5	55	117	11	24	0	0	207	113	320	254	263	36	96	30	132	144	955	154	1,429

組合漁業をめぐる漁村の實態

第七十二卷 二五二

第三號

五四

(表15) 經營規模別一戸平均年間現金収入 (昭27.7) (單位百元) (滯入)

種別 經營規模	戸 數	農 業			漁 業			そ の 他			収入 總計	
		米 麥 収入	そ の 他	計	自營小 漁 業	漁協 収入	計	わ ら 仕 事	賃 銀	利 子 計		
ないもの	2	0	1	1	0	1,000	1,000	3	180	0	183	1,184
1 反未滿	1	0	0	0	37	200	237	1	120	0	121	358
1~2	19	3	0	3	1,682	846	2,528	9	20	10	39	2,570
2~	25	17	1	18	275	1,039	1,314	26	6	13	45	1,377
3~	12	43	1	44	334	1,050	1,385	24	11	10	45	1,474
4~5	5	69	0	69	129	1,063	1,192	35	180	140	355	1,616

(表16) 經營規模別一戸平均現金收支 (昭27.7) (單位百元) (滯入)

種別 經營規模	戸 數	支 出					收 入				差 引	
		農 業 費	漁 業 費	生 計 費	公 租 公 課	計	農 業 收 入	自 營 小 漁 業	漁 協	そ の 他		
ないもの	2	20	0	885	77	982	1	0	1,000	183	1,184	+ 18
1 反未滿	1	65	0	539	85	689	0	37	200	121	358	- 331
*1~2A	19	113	742	872	126	1,858	3	1,682	846	39	2,570	+ 712
B	17	108	237	622	85	1,052	3	198	840	39	1,072	+ 20
2~	25	118	164	844	138	1,264	18	275	1,039	45	1,377	+ 113
3~	12	162	225	953	148	1,489	44	334	1,050	45	1,474	- 15
4~5	5	207	113	955	154	1,429	69	129	1,063	355	1,616	+ 187

* Aは1反~2反層全部

Bは1反~2反層の内2戸の漁業資本家を除外した數字を示す。

五反層では僅少乍ら商品化傾向すら見られる。一應四五反と言ふ田の經營面積は漁村農業の上限でこれ以上の田は何れも二反未滿層に貸與してゐる。

かくて農業より見られる滯入の特徴は二反を境とする上下の差であらう。二反乃至三反が漁村農業の一應の標準であり二反未滿は農業を縮小せず小作關係を通じてこの標準に向つて飯米確保の努力をなし逆に三反以上は婦人労働の限界から四五反以上の經營地擴大を望まず高い間小作に出して土地關係を通じての優

位性を持続しようとする所謂二三反層之の漁村農業的標準化傾向が見られ、階層分解は漁法の資本制漁業之の衣替えにも拘らず顯著には現われない。併し農業から見て二反以上層の二反未滿層に勝るすべての優位性は小作關係等を通じて村の支配が二反以上層に握られていると言えようか。

[B] 漁業面よりの考察

昭和十八年浦入漁協がO及びTから漁業種買収を行つたのを最後に全漁業權は浦入漁協の手に歸し以後の漁業は規模の大小種類の如何を問はずすべて組合を経なければ實施し得なくなりこゝに漁協が浦入漁業の心臓部を占めることゝなつた。

[I] かくて漁協を中心に運営される浦入漁業は暫く不振にあえいだ鱈瓢網が當り更に鯖巾着、機船底曳の好調と相まつて漁獲頌に向上し漸く本格的に漁業への關心は高まつた。昭和十九年を最後にこゝの養蚕が姿を消したのもこの間の事情を物語つている。漁獲高より見れば昭和十八年頃に比し二十年二十一年頃は約三倍強に更に二十四年二十五年頃には六倍乃至七倍に増加している。(表17)それでも昭和五六年、二十二年と極端な不漁の年があることなかゝる漁業が未だ絶對的安定性を持たないことが判明する。日本の漁獲生産より見て日本漁業の中核体は個々の漁家でなく少數の企業体である。莫大な漁獲をあげ脱落をまぬがれる爲には強化された自營力ある企業体を持たねばならなかつた。現在好調にある漁村の組合がすべて強い自營力を持つてゐることはこの事實を雄辯に物語つてゐる。好調の浦入漁協を今少しく詳細に見よう。浦入漁協は一戸一株の平等出資で金額は二万円とし出資金總計百三十四万円(昭二六・六)を數え北陸山陰の裏日本漁協中伊根に次いでゐる。現在組合員數六十四人、無動力船六十九隻、五屯末滿動力船五十八隻、五屯以上の動力船十隻を持ち、八つの漁業權を行使して漁業を營んでゐる。漁業

樺は鱈網三、落網付締網一、罎付二、築瀬一、地先水面専用一、の八つである。最も收穫をあげているのは昭和二十四年以降の罎巾着に指を屈せねばならない。(表17) 次いで定置漁業たる鱈網罎更に大きく落ちて底曳漁業が続き、釣、水視、蛸壺等所謂自營小漁業は全体から見て極めて貧弱な漁獲しかあげていない。即ち自營小漁業を行う漁家は多いがその漁獲は極めて小であり相對的減少を續けている。こゝに罎巾着によつて示されるように資本家的沖合漁業が舊網元の沿岸漁業を背後に追いやり乍ら全体として資本家的漁業へと漁協を中心に轉換する姿が見られる。給與關係を見ると一昨年度決算の決定事項を調べても大きい差別關係は見られず形式的には上下一應平等な形式がとられている。併し漁協は形態こそ近代の様式を具えるがその中には漁場管理團體以來の封建的空氣が流れ支柱となつているのは土地所有關係を通じてのかつての地主層であつた。出資制度の組合でも意識は古く村内部の問題はすべて隣接漁村との漁場争いの方向に外らされてしまふ。

かくて漁協を運営することは同時に蒲入全漁業を全漁家を動かすことこゝに漁協運営層即ち役員的重要性を認めねばならない。かかる役員によつて運営される漁協は共同せる外部資本を次第に排除し或は併呑し乍ら自營力を強化しつゝ資本家的經營を行う。現在はO及びT(共に木造船會社重役)との共同漁業たる機船底曳漁業を共同で行うのみでほとんど全漁業を漁協が支配している。急激な漁業生産の伸長と非能率的漁業労働による労働力不足は未だに多くの矛盾を隠しているが、それも昨今の巨大資本による無制限無差別漁業の進出、漁場喪失漁民の沿海進出或は魚價と魚具のシエール等幾多の問題が山積された今日、古い血の漁協は如何に動いて行くであらうか。

〔II〕 漁業労働では十五才から三十才迄の青年層が漁協關係漁業に主として従事し四十才以上七十才位が自營小漁業の中心となつている。自家小漁業の地位の低さは既に述べたが労働の面からも之は看取される。漁業労働の九割

は男で農業労働の八割八分の女である。即ち男漁女農の形態を示している。

III 浦入漁業の中心は漁協でありその心臓は役員により動されることは既に述べた。即ち漁協役員は浦入漁村の支配者である。今漁業の支配被支配の面から、漁協役員關係及び共同資本家層とそれ以外の層とを表により比較して見よう。(表18と表20)

先づ漁協關係別農業労働、經營規模、住宅狀況を觀察する。(表18) 日雇々傭一戸平均で漁協役員層が約三倍、田畑では一・三倍、山林では四倍、その他住宅關係すべてと秀れている。又半数が貸附地を持つ漁協役員層は以外の漁家群に比し地主的色彩がより顯著である。

IV 漁協關係別に漁具、農具の所有關係を見よう。(表19) 動力脱穀機はほとんど漁協役員層が所有するに對し他の漁家層では僅かに二割弱である。ミシン、ラジオに付いては差別は認められない。漁具に就ては大網の個人有はなく個人有は小型底曳、刺網、蛸壺等の小網に限られているが、この中でも比較的有利な小型底曳は役員層全部が之を所有している。漁船で「かんこ」即ち一二人乗の小舟は女世帯、校長、公吏の三戸以外の六十一戸は全部之を所有する。小型動力船もかなり多く約一隻平均近く持つている。二三十噸級の動力船はすべて組合有となつてゐる。

V 現金收支の面に到るともはや漁協役員層の支配は疑ふ余地はない。(表20) 支出では農業費の一倍半、漁業費の九倍、生計費、公租公課の一倍半となり總支出で二倍に達する。他方収入では漁協収入が略々等しい外は自營小漁業の十倍を始め、農業、利子等の収入も數倍し收入總計で三倍になつている。役員層収入では漁協収入は僅か二割五分を占めるのみであるが他の漁家では實に八割近くを占めその生存權は全く漁協に委ねられている。漁協收

(表17) 浦入漁業協同組合種類別漁獲高 (單位貫)

年度	種別	鰯 瓢網	機船 底曳	小型 定置	舟 曳網	釣	媒 介	水 視	刺 網	延 繩	鱈 漬	鯖 巾着	延 繩	蛸 壺	桁 網	そ の 他	合 計
昭 20																	157,615
昭 21																	144,327
昭 22																	27,427
昭 23		72,167	15,585	24	—	14,062	19	114	1	—	1,058	—	67	21	67	—	103,185
昭 24		60,547	7,943	4	—	19,965	—	1,179	—	433	—	203,599	—	18	—	—	293,688
昭 25		49,258	5,844	166	42	4,093	—	406	139	—	1,570	142,518	1,885	249	—	117	206,287

(表18) 漁協關係別農業労働・經營規模及び住宅状況 (昭27.7) (浦入)

區 分	種 別	戸 數	在 家 族 數	一 戸 平 均	日 雇 傭 人 數	一 戸 平 均	一戸平均耕地面積 反			貸 附 地 戸 數	小 作 戸 數	一 戸 平 均 山 林 面 積 反	一戸平均住宅		
							田	畑	計				坪 數	疊 數	メ ー タ ー
漁協役員を出している漁家及び漁業資本家		9	63	7	128	14	2.8	1.7	4.5	4	1	4.8	43	28	1
以 外 の 漁 家		55	354	7	289	5	2.4	1.5	3.9	8	5	1.1	32	20	0.5
計		64	417	—	417	—	—	—	—	12	6	—	—	—	—

(表19) 漁協關係別農具・漁具所有狀況 (昭27.7) (蒲入)

區 分	種 別	戸 數	動 力 脱 穀 機	ミ シ ン	ラ デ オ	漁 具		
						動 力 船	無 動 力 舟	小 型 網 類
漁協役員を出している漁家及び漁業資本家 以 外 の 漁 家 計		9	6	2	6	10	11	11
		55	12	32	37	51	46	19
		64	18	34	43	61	57	30

(表20) 漁協關係別一戸平均現金收支 (昭27.7) (單位百円) (蒲入)

種 別	戸 數	支 出				收 入					
		農 業 費	漁 業 費	生 計 費	公 租 公 課	計	農 業 收 入	利 子 他	自 小 漁 業 營 業	漁 協 收 入	計
漁協役員を出している漁家及び漁業資本家	9	126	1,026	982	153	2,287	40	130	2,858	1,060	4,088
以外の漁家	55	80	112	696	118	1,186	11	39	246	1,039	1,335

組合漁業をめぐる漁村の實態

第七十二卷 二五八 第三號 六〇

入及び公租公課の變らない点は漁協のあり方を良く表現するものと言える。

かく蒲入漁業で漁協役員層の占める絶對的地位は一應立證された。先に農業に於ても經營規模の点から二反以上層がすべての点で二反未満層に勝りそれは小作關係等の封建的諸關係を通して村を支配しているのではあるまいかと言つたが之は更に次のように結びつく。蒲入漁業の支配者は漁協役員とそれと共同經營する資本家である。この内漁協役員層はすべて二反以上の經營田地を持つてゐる。かつて漁業生産力が低く且つ不安定な時代にはかなりの耕地を蒲入に或は村外に所有した村外地主層即ち「親方どり」親方層が中心で、漁業生産力の向上に伴い入村して農業經營を二乃至四五反迄縮小して殘部は小作或は高價賣付けをして來た。他方二反未満層は資本家を除いては小作等により經營を擴張して漁家農業の基準たる二三反

迄を耕作して飯米を確保せんとしている。猶小資本家は漁協と密着して漁家の犠牲に於て漁業収入を目指す層である。かく小作關係は高額の小作料に象徴される封建性は村の支配層によつて漁協という近代的假面のもとに維然強い壓力を以て漁家層を壓迫しているのである。

註 (四) 固定給月五千元、歩合給は總水揚高の一万分の六で月約一万元、配當が一万分の六の同類となつてゐる。その内最高責任者即ち大敷網船長及び巾着網漁撈長等が二人分、小船長及び副漁撈長等が一人半、その他が一人と言つて分配歩合になつてゐる。

五 結 語

内地沖合漁業の飛躍的發達は沿岸の網漁業と共に相互に關連し乍ら封建的諸關係にゆがめられつゝも全体としては舊形態から資本制生産形態へと質的に轉換して來た。浦入漁業も中小資本家により始められた資本家的沖合漁業と網元的に舊地主的支配層による沿岸網漁業とがからみ合つて來たが、この中小資本家の一部と舊地主層が漁業協同組合と言ふ近代的形態の中に融合して封建的諸關係を逆に小漁民層支配の據点とし乍ら全体として資本家的漁業へと衣換えをして來てゐる。既に見たようにこゝでは所謂近代的漁業労働者の發生は未熟で大部分は沿岸性漁業に従事する封建的労働者であり、そこには漁民層が大して分解しないままに漁協の支配下に抱攝されて巨大資本と對峙せしめられる姿が見られる。資本家的經營体たる漁協の役員層は漁協を操つて資本家的漁業を營むと共に他方では封建的沿岸漁業の支配權を行使して巨大資本の收奪を小漁家群に轉嫁してゐる。

更にほとんど副次的意味しか持たぬ浦入農業でも農民層の未熟な分解は漁業のそれに連なるし土地所有關係等を通じて示される封建的支配も全く漁業面の支配と連つて現在の支配形態即ち漁業協同組合役員層による實質的支配が貫らぬかかっているのを知ることが出来る。